

第3四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	13
【発行済株式】	13
【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	18
【第3四半期累計期間】	18
【第3四半期会計期間】	19

（３）【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21
【簡便な会計処理】	21
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【注記事項】	21
【セグメント情報】	22
２【その他】	24
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	25
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第10期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家高 朋之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高（千円）	824,159	1,058,620	288,901	448,820	1,159,633
経常利益（千円）	364,013	553,667	121,346	287,177	470,888
四半期（当期）純利益（千円）	122,629	324,290	68,352	168,837	183,547
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	-	-	519,950	551,400	524,675
発行済株式総数（株）	-	-	84,290	86,410	84,600
純資産額（千円）	-	-	1,715,481	2,168,550	1,787,193
総資産額（千円）	-	-	1,956,947	2,425,077	2,074,677
1株当たり純資産額（円）	-	-	20,529.90	25,263.43	21,294.92
1株当たり四半期（当期）純利益金 額（円）	1,465.98	3,831.99	816.33	1,987.30	2,195.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	1,445.16	3,653.47	807.21	1,903.86	2,128.14
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	87.4	89.0	85.9
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	362,724	257,873	-	-	469,525
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	378,747	581,030	-	-	430,000
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	69,457	53,306	-	-	60,074
現金及び現金同等物の四半期末（期 末）残高（千円）	-	-	353,344	1,310,491	418,280
従業員数（人）	-	-	33	38	34

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	38
---------	----

（注）従業員数は、就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の販売形態別に記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア受託開発(千円)	36,609	120.6

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期会計期間の受注状況を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア受託開発	23,825	48.3	43,250	110.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア使用許諾(千円)	418,534	171.3
サポート(千円)	15,860	77.9
ソフトウェア受託開発(千円)	14,425	59.6
合計	448,820	155.4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
任天堂株式会社	220,104	76.2	301,912	67.3

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間は、ネットワーク分野におけるロイヤルティ収入が好調であったほか、ゲーム分野におけるソフトウェア使用許諾料の一括売上高の計上もあり、売上高においては合計448,820千円（前年同四半期比55.4%増）の売上高を計上しました。形態別の内訳では、ソフトウェア使用許諾売上高418,534千円、サポート売上高15,860千円、及びソフトウェア受託開発売上高14,425千円です。

分野別の業績については、以下のとおりです。

ネットワーク関連のうちゲーム分野においては、発売が予定されている携帯型ゲーム機の新機種「ニンテンドー3DS」向けに従来機種との互換機能にかかるソフトウェア使用許諾料の一括売上高の計上がありました。ネットワーク分野においては、エコポイントによる搭載製品の販売が増大し、国内大手電機メーカーのレコーダーに搭載された「Ubiquitous Network Framework」、国内大手電機メーカーのテレビに搭載された「Ubiquitous DTCP-IP」が当初見込みを超えて量産ロイヤルティを獲得し、売上高を計上しております。

データベース関連では、平成22年11月に空間検索・全文検索機能をサポートした最新版であるUbiquitous DeviceSQL 5.0の発売を開始しました。売上高に関しては進捗に遅れが見えるものの、「Ubiquitous DeviceSQL」がデジタルカメラを中心に量産ロイヤルティを獲得し、売上高を計上しました。引き続き、機能強化した最新版のソフトウェア製品の採用拡大に向け営業活動に注力しております。

高速起動関連では、数件のソフトウェア開発キット販売によるソフトウェア使用許諾料とソフトウェア受託開発料の売上高を計上しており、量産予定数量は小規模であるものの製品での採用が決定しました。また、平成22年11月には、組込みプラットフォームであるAndroidに対応した「Android Pack」の提供を開始し、エンジニアリングサービスでの協業体制も強化しております。国内外より引き続き高い関心を頂き、数社との間で大・中規模案件の評価実装を継続中です。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として117,594千円（同16.4%増）を計上し、また、経費として117,938千円（同24.5%増）を計上いたしました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は28,516千円（同2.1%増）です。

以上の結果、営業利益286,738千円（同138.8%増）、経常利益287,177千円（同136.7%増）、四半期純利益は168,837千円（同147.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末より350,400千円増加して2,425,077千円となりました。満期までの期間が一年未満となった長期預金300,000千円の固定資産から流動資産への振り替え、売上債権の回収等により現金及び預金が592,210千円増加したこと、及び売上の増加に伴い売掛金が88,683千円増加したこと等により、流動資産は前事業年度末より688,407千円増加し2,105,946千円となりました。固定資産は338,006千円減少して319,131千円となりました。

一方、負債は、前事業年度末より30,957千円減少して256,527千円となりました。

流動負債は、買掛金が54,327千円増加する一方、未払金31,914千円や未払法人税等37,987千円の減少等により、前事業年度末より39,213千円減少し、248,270千円となりました。固定負債は資産除去債務の計上により8,256千円増加して8,256千円となりました。

また、純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ26,725千円増加して、資本金551,400千円及び資本剰余金521,400千円となりました。利益剰余金は、四半期純利益324,290千円の計上により1,125,027千円となりました。以上により、純資産は前事業年度末より381,357千円増加して2,168,550千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の85.9%から89.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より892,210千円増加し、1,310,491千円となりました。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、257,873千円（前年同四半期累計期間比28.9%減）となりました。これは主に、税引前四半期純利益553,667千円、非現金支出費用69,266千円等があったものの、法人税等の支払額254,852千円及び売上債権の増加額88,683千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、581,030千円（前年同四半期累計期間は378,747千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入600,000千円及び差入保証金の回収による収入62,804千円によるものです。一方、支出の主な内訳は販売用ソフトウェア等の取得による無形固定資産の取得80,522千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、53,306千円（同69,457千円の支出）となりました。これは、主にストックオプション行使に伴う新株発行による収入53,450千円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発活動の金額は、28,516千円です。なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設の計画

当第3四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000
計	312,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	86,410	86,410	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	86,410	86,410	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。

承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額 = 承継前払込価額 × (1 ÷ 当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率)

承継する新株予約権の行使期間

当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件及び消却

当初条件どおりとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,640
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注)1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3．平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	694
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	694
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注)1．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

ウ．本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

エ．本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「完全親会社」という。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

交付する完全親会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的である株式の数

上記新株予約権の目的である株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（承継後行使価額）

承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率

新株予約権の行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件及び取得条項

当初条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減 額（千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	840	86,410	12,250	551,400	12,250	521,400

（注）新株予約権の行使による増加です。

（６）【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、末松亜斗夢氏から平成22年12月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書NO.6）により、平成22年12月6日現在で9,465株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、末松亜斗夢氏の平成22年12月6日付大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者
住所
保有株券等の数
株券等保有割合

末松 亜斗夢
東京都千代田区
株式 9,465株
11.06%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 938	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,472	85,472	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	86,410	-	-
総株主の議決権	-	85,472	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿 一丁目23番7号	938	-	938	1.09
計	-	938	-	938	1.09

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最 高 (円)	394,000	357,000	280,900	225,000	185,100	194,900	173,800	289,900	315,000
最 低 (円)	233,700	174,300	180,000	170,100	124,800	152,300	120,100	127,100	252,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、それ以前は、大阪証券取引所 N E O におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏 名	異動年月日
顧問	代表取締役会長	川内 雅彦	平成23年1月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,610,491	1,018,280
売掛金	434,103	345,420
仕掛品	31,663	-
前払費用	12,652	26,752
繰延税金資産	10,410	20,737
その他	6,625	6,348
流動資産合計	2,105,946	1,417,539
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,435	24,242
減価償却累計額	3,543	502
建物(純額)	28,891	23,739
工具、器具及び備品	33,716	32,464
減価償却累計額	20,046	15,882
工具、器具及び備品(純額)	13,669	16,582
有形固定資産合計	42,560	40,321
無形固定資産		
ソフトウェア	133,283	98,124
ソフトウェア仮勘定	14,735	27,547
商標権	2,486	2,755
無形固定資産合計	150,505	128,427
投資その他の資産		
長期預金	-	300,000
差入保証金	35,602	98,407
繰延税金資産	90,462	89,981
投資その他の資産合計	126,064	488,389
固定資産合計	319,131	657,138
資産合計	2,425,077	2,074,677

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,717	6,390
未払金	22,008	53,922
未払費用	10,982	12,480
未払法人税等	119,994	157,982
未払消費税等	21,216	20,138
前受金	9,416	30,153
未払配当金	2,181	2,325
預り金	1,752	4,091
流動負債合計	248,270	287,484
固定負債		
資産除去債務	8,256	-
固定負債合計	8,256	-
負債合計	256,527	287,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	551,400	524,675
資本剰余金	521,400	494,675
利益剰余金	1,125,027	800,737
自己株式	38,511	38,511
株主資本合計	2,159,316	1,781,576
新株予約権	9,234	5,617
純資産合計	2,168,550	1,787,193
負債純資産合計	2,425,077	2,074,677

(2) 【四半期損益計算書】
【第 3 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	705,782	924,914
サポート売上高	72,176	47,230
ソフトウェア受託開発売上高	46,200	86,475
売上高合計	824,159	1,058,620
売上原価	143,884	135,860
売上総利益	680,274	922,759
販売費及び一般管理費		
役員報酬	49,050	53,400
給料及び手当	77,337	102,275
賞与引当金繰入額	860	-
法定福利費	8,392	10,600
減価償却費	3,021	3,506
不動産賃借料	23,947	11,820
支払手数料	49,411	57,058
消耗品費	2,964	3,656
研究開発費	71,862	78,411
その他	35,491	50,991
販売費及び一般管理費合計	322,340	371,721
営業利益	357,933	551,038
営業外収益		
受取利息	3,846	665
雑収入	2,654	2,078
営業外収益合計	6,501	2,743
営業外費用		
支払手数料	334	-
為替差損	87	114
営業外費用合計	421	114
経常利益	364,013	553,667
特別損失		
投資有価証券評価損	126,958	-
本社移転損失引当金繰入額	28,623	-
特別損失合計	155,582	-
税引前四半期純利益	208,431	553,667
法人税、住民税及び事業税	159,469	219,530
法人税等調整額	73,668	9,846
法人税等合計	85,801	229,377
四半期純利益	122,629	324,290

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	244,341	418,534
サポート売上高	20,360	15,860
ソフトウェア受託開発売上高	24,200	14,425
売上高合計	288,901	448,820
売上原価	55,891	29,195
売上総利益	233,010	419,625
販売費及び一般管理費		
役員報酬	16,350	16,400
給料及び手当	28,204	39,873
賞与引当金繰入額	290	-
法定福利費	2,942	3,881
減価償却費	951	953
不動産賃借料	7,673	4,240
支払手数料	11,010	17,382
消耗品費	1,129	2,080
研究開発費	27,938	28,516
その他	16,458	19,559
販売費及び一般管理費合計	112,949	132,887
営業利益	120,060	286,738
営業外収益		
受取利息	1,411	201
雑収入	228	251
営業外収益合計	1,640	453
営業外費用		
支払手数料	334	-
為替差損	20	13
営業外費用合計	354	13
経常利益	121,346	287,177
特別損失		
本社移転損失引当金繰入額	5,346	-
特別損失合計	5,346	-
税引前四半期純利益	116,000	287,177
法人税、住民税及び事業税	51,322	117,752
法人税等調整額	3,674	587
法人税等合計	47,647	118,340
四半期純利益	68,352	168,837

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	208,431	553,667
減価償却費	50,335	65,649
株式報酬費用	4,273	3,617
賞与引当金の増減額 (は減少)	3,000	-
本社移転損失引当金の増減額 (は減少)	28,623	-
投資有価証券評価損益 (は益)	126,958	-
受取利息及び受取配当金	3,846	665
売上債権の増減額 (は増加)	24,194	88,683
たな卸資産の増減額 (は増加)	5,613	31,663
営業債務の増減額 (は減少)	-	54,327
未払金の増減額 (は減少)	15,362	31,914
未払費用の増減額 (は減少)	748	1,497
未払消費税等の増減額 (は減少)	15,311	1,078
前受金の増減額 (は減少)	11,633	20,737
預り金の増減額 (は減少)	2,037	2,339
その他	13,601	8,932
小計	413,888	509,772
利息及び配当金の受取額	4,813	2,954
法人税等の支払額	55,977	254,852
営業活動によるキャッシュ・フロー	362,724	257,873
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	644	1,251
無形固定資産の取得による支出	42,500	80,522
長期預金の預入れによる支出	300,000	-
定期預金の払戻による収入	-	600,000
差入保証金の差入による支出	35,602	-
差入保証金の回収による収入	-	62,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	378,747	581,030
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	21,150	53,450
自己株式の取得による支出	38,511	-
配当金の支払額	52,096	143
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,457	53,306
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	85,480	892,210
現金及び現金同等物の期首残高	438,825	418,280
現金及び現金同等物の四半期末残高	353,344	1,310,491

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ831千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8,193千円です。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 953,344	現金及び預金勘定 1,610,491
預入期間が3か月を超える定期預金 600,000	預入期間が3か月を超える定期預金 300,000
現金及び現金同等物 353,344	現金及び現金同等物 1,310,491

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- | | |
|---------------------|---------|
| 1.発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 86,410株 |
| 2.自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 938株 |
| 3.新株予約権等に関する事項 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | |
| 新株予約権の四半期会計期間末残高 | 9,234千円 |
| 4.配当に関する事項 | |
| 該当事項はありません | |

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	839千円
販売費及び一般管理費	581千円

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)
1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	25,263.43 円	1 株当たり純資産額	21,294.92 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	1,465.98 円	1 株当たり四半期純利益金額	3,831.99 円
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	1,445.16 円	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	3,653.47 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	122,629	324,290
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	122,629	324,290
期中平均株式数 (株)	83,650	84,627
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	1,205	4,135
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で前事業年度末から重要な変 動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

前第 3 四半期会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)		当第 3 四半期会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	816.33 円	1 株当たり四半期純利益金額	1,987.30 円
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	807.21 円	潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	1,903.86 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 3 四半期会計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	68,352	168,837
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	68,352	168,837
期中平均株式数 (株)	83,731	84,958
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	946	3,723
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で前事業年度末から重要な変 動があったものの概要	平成20年 6 月20日定時株主総 会決議によるストックオプシ ョン (新株予約権の数835個 普通株式の数835株)	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2 月 8 日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。